

はしがき

民主主義や国民の連帯を謳う憲法をもちながら、独裁的な統治が行われたり、政権が関与する内戦が発生したりする。憲法に普遍的人権に関する条項がありながら、人権侵害が止まない状況がある。統治者はこのような憲法を顧みない政治を行う一方で、自らの統治を強化する目的でしばしば憲法改正に乗り出し、条文を念入りにつくりあげる。このような統治者の振る舞いに対して、政権に批判的な政治勢力や市民は持続的に対抗運動を展開し、そのなかではしばしば憲法のあり方や運用に関する要求が争点化していく。それが実際に憲法改正へとつながることもある。憲法はこのように、権威主義体制ないし権威主義化する傾向をもつ体制において、あるべき理念と現実の乖離、制度とその濫用、統治者の政治的策謀、政権と対抗運動のあいだの闘争などが動的に生成、展開するアリーナである。

このような矛盾とダイナミズムに満ちた憲法をめぐる政治は、途上国・新興国において広く観察されるものであるが、サハラ以南アフリカにおいてもまた、如実に観察されるものである。本書は、これまであまりまとまって報告されることがなかったサハラ以南アフリカにおける憲法をめぐる政治に焦点をあわせた、本邦初の研究書である。研究の背景を詳しく解説した序章と、8章の事例研究からなる。とりあげた国は、アフリカ大陸の北東から時計回りに、エチオピア、ケニア、タンザニア、ザンビア、モザンビーク、南アフリカ、ナイジェリア、コートジボワールである。事例研究では、各筆者の担当国についての長期にわたる研究蓄積をふまえつつ、最新の情勢を視野に入れた研究がなされている。また比較政治学への貢献も意識して執筆がなされている。アフリカ地域研究に関心のある読者のもとより、おもな関心がアフリカ以外にある読者にも是非手にとっていただければ幸いである。

本研究は2019年秋に素案が企画され、2020～21年度にまずアジア経済研究所の研究員だけからなる準備研究会が実施された。この土台に立って2022年度から外部委員を招いて「サハラ以南アフリカにおける憲法改正と政治」と題する研究会を組織し、2年度にわたる研究の成果として刊行されるのが本書

である。企画から刊行までの5年間はまるまる新型コロナウイルス禍にあたる時期であった。研究のみならず、生活にも多大な制約があるなか、外部講師としてインド憲法についてレクチャーしてくださった佐藤創さん（南山大学教授）と、質の高い研究成果を執筆した研究会のメンバーに御礼申し上げたい。

編 者